

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	教育委員会事務局 学校給食課
発注担当課名	教育委員会事務局 学校給食課
契約名称	豊中市立原田南学校給食センター運営・維持管理業務モニタリング等支援業務
契約内容	豊中市立原田南学校給食センターにおける運営・維持管理業務に対するモニタリング実施に係る支援業務等
契約締結日 及び契約期間	令和8年(2026年)4月8日 令和8年(2026年)4月8日～令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区今橋4丁目3番18号 株式会社日建設計総合研究所大阪オフィス
契約金額	2,046,000 円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 平成28年6月に事業者と「(仮称)豊中市新・第2学校給食センター(現原田南学校給食センター)整備運営事業契約」を締結し、令和元年度から事業者による同センターの運営・維持管理業務(以下「運営業務」という。)を委託しています。 本業務は、外部の視点でモニタリングを行うことにより、効率的・効果的な同センターの運営の実現を目的としており、執行にあたっては、DBO方式による長期複数年にわたる運営業務委託のモニタリング支援という業務の特殊性から、物価変動を加味した委託料の設定や施設・設備の維持管理手法等について妥当性の判断等にあたり継続的に的確な支援が行える、高度な知識と経験を有することが必要です。 株式会社日建設計総合研究所大阪オフィスは、同センター運営開始当初から本業務に携わり、運営業務委託の特殊で煩雑な契約内容をはじめ、施設の維持管理にかかる中長期的な課題等を熟知するとともに、他自治体においても同種の業務について実績がある等、本業務内容に十分精通し、関連する経験や専門的かつ高度な知識も有し、契約当初からの運営を加味した中長期的・継続的案件への支援も可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。